

令和7年度第2回宮城県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和8年2月12日（木）午前10時00分から

2 会 場 県行政庁舎11階 第二会議室

3 出 席 者

(1) 出席委員 加藤雄彦（会長）、千葉剛、鈴木里香、小川せつ子、根來興宜、鈴木一樹、
中釜志保美、後藤武俊、後藤篤、上村ちはる、菅原通悦

(2) 欠席委員 五十嵐征彦、三塚薫、佐藤哲也

4 議 題

審議事項

- (1) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）
- (2) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）
- (3) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（東北生活文化大学高等学校）
- (4) 幼稚園の廃止について（幼稚園型認定こども園ふくだまち幼稚園）
- (5) 幼稚園の廃止について（小鳩幼稚園）
- (6) 各種学校の収容定員に係る学則の変更について（医療法人社団スズキ病院附属助産学校）
- (7) 専修学校の目的変更に係る学則の変更について（仙台リハビリテーション専門学校）
- (8) 専修学校の目的変更に係る学則の変更について（仙台ウエディング&ブライダル専門学校）
- (9) 専修学校の目的変更に係る学則の変更について（仙台医療秘書福祉&IT専門学校）

5 議事の経過

事務局から、本日の会議の出席者が定足数を満たしたので、会議が有効に成立している旨の報告があった。

加藤会長が審議会運営規程第3条第1項の規定により議長となった。

議長は議事録署名人として、小川委員と後藤武俊委員を指名した。

審議事項

(1) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（仙台育英学園高等学校）

利害関係人である加藤会長が退席し、根來副会長が本件の議事進行を行った。

事務局から資料により説明を行った。

(鈴木里香委員) 今回の改定で文言の修正がございまして、これまでですとスクーリング会場とか、学習サポート施設という文言を使っていたところを、面接指導等実施施設とか、学習等支援施設と変更したと解釈したのですが、学則第29条第5項ではまだスクーリング会場、学習サポート施設という

言葉が残っているのですが、何か理由があるのでしょうか。

(事務局) まず、今回の学則第 11 条の変更につきましては、数年前に文科省のガイドライン等が改訂されたことを受けて、従来、スクーリング会場やサポート施設と呼ばれていたものを今の通信教育連携協力施設の類型に合わせたものとなっております。委員から御指摘がありました、学則の他の部分につきましては、今でもスクーリング、学習サポートというものは言葉として、実態としてございますので、学校として残しているのだらうと思います。

(後藤武俊委員) 例えば 6 ページにあります面接指導等実施施設に関してですが、2 点あります。1 つは、運動するための施設として追加になったユートリーと八戸東運動公園ですけれども、体育実技に関してのみ使う場所ということと、実施施設を置くということとはニュアンスが違うような気がして、誰か特定の職員さんとかを置いて施設として運営するということなのか、運動公園ですと元々の運営は公的な施設を使っていると思うのですけれども、施設を置くというのは、私立の学校が公的なところに職員を配置するというのは難しいと思ひまして、設置の在り方がどうなっているかお伺いしたい、というのが 1 点と、そのすぐ下にあります東和蛭雪校舎というのは、以前は登米学習センターだったということですが、単に名称が変わったということなのか、何か別の大元の施設があつて変更となったのかお伺いしたいと思ひます。

(事務局) まず、面接指導等実施施設と学習等支援施設の違いについてですが、スクーリングなど面接指導を行うのが面接指導等実施施設で、学習等支援施設は例えば塾などで、通常の学習支援を行う施設という位置づけになっております。その上で、こちらのユートリー、八戸東運動公園につきましては、あくまで民間の施設でございますので、学校側が施設の所有者と契約等を取り交わして、場所を借りるものでございます。青森校の校舎ですが、運動ができるようなところがございませんので、運動公園を借りて体育の授業を行うということでございます。

2 点目の学習等支援施設についてですが、名称を変えたものとなっております。こちらは育英さんで様々な研修等で活用している施設だと伺っております。

(後藤武俊委員) 1 点目に関連して、他の通信制高校の場合でも、体育をやる場所として他の施設を借りたりする場合は、今後こういう形で記載する必要が出たということでしょうか。

(事務局) 文科省からの指導もございまして、スクーリングを行う施設については面接指導等実施施設として明記しなさい、という指導が本県のみならず、全国にあったところでございます。実態として、記載が無い学校が全国にあり、そういったところを、適切に明確にしたということだと認識しております。

(千葉委員) 旧教育課程表の削除と教育課程表の修正ということで、ベーシックの国語と数学と英語の場所を変えるということによろしいのか、3 つとも学校設定科目なので、それぞれの教科に位置付けるということが良いのかどうか。あとは、削除する教育課程表というのは 15 ページの教育課程表を

削除して、文言の修正というのは、例えば 14 ページ等はベーシックが学校設定教科となっていますが、教科ではなく科目ということにして、それぞれの教科の教育課程に位置付けるという変更という捉えでよろしいのか確認させていただきます。

(事務局) 委員御指摘のとおり、ベーシック国語やベーシック数学など、学校設定科目であったものを、各科目の方に位置付けたということでございます。

(菅原委員) 青森の会場ですが、当初は 1 会場だったものが 2 つ、加えて運動施設関係を学習上必要なので加えたと捉えましたが、学習施設を 2 会場にするという背景と、もう 1 点、先程の説明の中で、ユートリーと運動公園を民間という説明があったのですが、両方とも民間と捉えて良いのか、また、ユートリーの建物の構造体を把握しているのであれば教えていただきたいと思います。

(事務局) ILC 宮城校と ILC 沖縄校については全日制が併設されておりまして、ILC 青森校については全日制が無く、単独の校舎となっている前提でございます。今回、学則上追加となっておりますが、実は、これまでも学校が適切に契約等結んだ上で、既に面接指導等を行っておりまして、スクーリング等は適切にやっていたものと承知しております。ユートリーについては、実際に現地を見させてもらいました。確か公設で建てた上で民間が運営しているような施設だったと記憶しておりますが、駅の隣に併設しているビルがございまして、その会議室のようなところを年間契約で借りているというところがございます。机ですとか椅子ですとかございまして、青森校の先生からスクーリングを行えるような施設であったと認識しております。

審議会として了承される。

(2) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（飛鳥未来きずな高等学校）

加藤会長が着席し、議事進行に戻った。

事務局から資料により説明を行った。

(後藤武俊委員) 今回の変更の理由に、教育の質の向上を目的として、教育課程を変更するもの、とありました。新しく科目が追加されたということであるのか、もしそうだとしたら、どの科目が追加されたのかなど確認したいと思います。

(事務局) 大きく変わったのが、キャリア教育の項目に科目を追加、移行しております。生徒さんがキャリア教育の中でより選択を増やせるように変更したのだらうと思います。

(後藤武俊委員) 以前からかなり増えたという認識でよろしいですか。

(事務局) 増えた項目もございまして、例えば、元々「美容」という項目があったのですが、それを「メイク」だとか「ネイル」だとかに細分化したのもございます。

審議会として了承される。

(3) 高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更について（東北生活文化大学高等学校）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

(4) 幼稚園の廃止について（幼稚園型認定こども園ふくだまち幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 60 ページの1番下のところ、過去3年間の園児数の推移を見ますと、少子化の影響というのがあるのかなというところですが、学則に定めた定員と、実際の募集定員について、高等学校ですと、学則定員を上回らない限りにおいては少なく募集することもできるのですが、こちらの園はそういうお考えはないのでしょうか。幼稚園の先生方にお伺いしたいのですが。

(小川委員) 私たちの認識としては、幼稚園は、希望する人たちは入っていただくような状態です。ほとんどの幼稚園で定員割れをしているような状態で、たぶんこれは定員いっぱい募集していると思うのですが、この人数しか集まらなかったという状況だと思います。

(事務局) 会長御指摘のとおり、高等学校と同じように募集定員を少なくすることはできます。こちらの幼稚園につきましては、幼保連携型に移行ということでございまして、新制度幼稚園につきましては、市町村との調整の中で決まる利用定員の範囲内で募集しています。確か大学等であれば、定員から著しく差があるものについては運営費補助金が減額になると記憶してございますが、本県ではそのような規定はございません。その上で、利用定員を大きく超えた場合は定員の中にしなさい、とは言いますが、利用定員を満たしていないから何か指導をするということはしておりませんが、認可定員の適切な運用ということにつきましては、県としても、幼稚園の皆さんと相談しながら適切に対応していきたいと考えております。

(後藤武俊委員) 大学について、そこまで詳しくはないのですが、定員の範囲、上も下も定員内に収まらないと、例えば私のいる学部ですと、補助金の分配額が減額になる、要するにペナルティが課される、非常に厳しい運営を求められているところでございます。

(後藤篤委員) 大学院等も定員についてはかなりシビアになっておりまして、募集の場面からかなり広報するなど頑張っているところではありますが、なかなか集まらない。そうなってしまうと、国等からのお金が減ってしまうという状況にあります。

(事務局) 幼稚園については3歳から5歳が中心となっています。幼保連携型認定こども園であれば、0歳から2歳のお子さんであっても入園することができますので、各園においてはそういったとこ

ろも踏まえて定員の確保について動いていると認識しております。

審議会として了承される。

(5) 幼稚園の廃止について（小鳩幼稚園）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

(6) 各種学校の收容定員に係る学則の変更について（医療法人社団スズキ病院附属助産学校）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 83 ページに、地域医療介護総合確保補助金と医療法人社団スズキ病院にて差額を補填、と書いてあります。スズキ病院さんが病院の経営を維持していくという中で、助産師の育成を図っていくということが如何に困難極まりないか、ということが分かると思いますが、宮城県からは何か補助金のようなものは出ているのですか。宮城県知事は令和8年度の事業計画で少子化対策として大きな額の予算をとっていますけれども、これについては特段、そういう予定はないのでしょうか。

(事務局) 所管外なので正確には言えませんが、こちらの地域医療介護総合確保補助金につきましては、県の保健福祉部から出している補助金でございまして、おそらく分娩施設に関わらず、地域医療に関わる病院や学校などへ補助金を出しているものだと思っております。その上で、私立学校につきましては、分娩施設もそうですし、あるいは幼稚園教諭だとか保育士だとか、人材の根幹につながるような教育をやっているところもございまして、そういった意見については承った上で検討していきたいと思っております。

(加藤会長) 地域医療ということで、こうやってしっかりやっていच्छるところが無ければ、子どもを安心して出産することができなくなって、女性の方々、御家族の方々が大変不安な状態に陥ると思います。認可するのは我々の仕事になっていますけれども、もう少し広い意味でとらえていただいて、保健福祉部だけではなくて横断的に、こういうことについて幅広く公平に対応できる施策を御検討いただきたいなど、個人的な意見ですけれども感じております。地域の医療、それを育てていく学校が消えることの無いように、助産師さんもそうですし、看護師さんも同じですよね。もう少し考えていただかないと、宮城県には子育て世代が住めなくなってしまう、そうなってしまっているのだからという危惧を抱きます。今までそういうことがなされてきたのかもしれませんが、結果だけを見れば逆になっているという現実をもう少し厳しく受け止めていただくとありがたいなど、私学審議会で言うことではないかもしれませんが、申し上げたいと思います。

(後藤武俊委員) 勉強のために質問させていただきたいのですが、産婦人科の医師1人に対して助産師何人というような基準があるのかということと、もしそういう制度があるのだという場合、出産のときに必ず必要な訳ですよね。1年でこれだけの授業料を取る課程に自腹で本当に入れるのだ

ろうかと思ったのですが、もしかしたら勤めているところからお金をだしてくれたりするのかということをお教えいただきたいと思っております。

(事務局) 正確に言えないところもあるのですが、助産師の資格を持っている場合については、医師の指示なしに正常分娩を単独で行えることになっていると思っております。看護師だと医師の指示が無いとできないということで、人材不足が謳われている中で、助産師の資格についてはある一定の社会的ニーズがあると認識しております。

また、宮城県では助産師の養成所につきましては、専修学校・学種学校では2校しかございません。今回議案になっておりますスズキ病院附属助産学校と、仙台医療センターの附属仙台看護助産学校の2校しかないというのが実情でございます。この社会的ニーズがどのくらいあるのかというのは把握しておりませんが、我々も適宜、保健福祉部局と連携しながら、今後の政策に活かしていきたいと考えております。

(千葉委員) 定員の削減幅が適切かどうかという観点もあると思うのですが、30人から24人に絞るということで、65ページの生徒数の推移を見ると、24ベースで動いています。24ベースで動いているのに、なぜ30から24に減らす必要があるのか。例えば1割減でも良いのではないかと。削減する方向は良いのですが、2割削減するのは適切かどうか、どういう基準で判断したのかお聞きさせていただきます。

(事務局) 受験者の減少ということもあるのですが、助産師の実習の関係もあると伺っております。助産師の実習の中で分娩介助の立会というのがあり、設置者の病院でこの実習をやっているようなのですが、そもそもの分娩数が減っている状況がございまして、この24名というのが実際にこの実習をやるギリギリのラインと伺っております。数年前から24名になっているところでございますが、今回、実態に合わせて定員を変更したというところでございます。

審議会として了承される。

(7) 専修学校の目的変更に係る学則の変更について（仙台リハビリテーション専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

特に質疑等なく、審議会として了承される。

(8) 専修学校の目的変更に係る学則の変更について（仙台ウエディング&ブライダル専門学校）

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 104ページに「ホテルエアトラベル科は令和9年4月1日に設置予定」と書いてありますが、変更時期が令和8年度ではないので、これについて、募集も含めてこういうことが適切であるかどうかお伺いします。

(事務局) 募集の時期については法律上の定めがなく、審議会の方で決めているのは、設置認可につきましても、部会で了承を得た後でないと生徒募集できないというものがございます。それ以外については明確な定めがございません。一般的に、こういった届出事項であっても、県に届出する前に新学科の周知や募集活動を行うことを控えるだとか、誤解の無いように行うよう適宜指導しております。

今回のように時期に乖離がある場合については、受験生だけではなく在校生についても混乱が生じないように、適切な運営について指導しているところでございます。補足でございますが、各種団体、今回ですと宮城県専修学校各種学校連合会で入試の運用基準というものを作っているようで、加盟する団体については内部の調整があるようでございます。そういった業界団体の自主規制については、各学校で適切に把握、対応してもらおうということになっていると思っております。

(加藤会長) 仮の話ですけれど、ホテルエアトラベル科が令和9年4月1日に開設されるとなると、在校生、特に1年生が2年生に上がるときに、ホテルエアトラベル科に行きたいという者が出てきたときのセーフティネットというのがどういうふうに図られているのか、発表の時期が早ければ早いほど在校生に与える影響というのがあると思ってお伺いしたいのですけれども。

(事務局) 課程の移行というか編入については、学校ごとに対応できるものと考えております。早めに取り組むことで選択の幅が広がるという逆のメリットもあると認識しておりますので、誤解の無いように、在校生についてもより適切な対応を取るよう、学校に求めていくことになると思っております。

(加藤会長) 120 ページの学則のところには雑則とあるのですが、雑則という表現は、学則では附則というのが一般的だと思うのですが、雑則という表現は適切なのでしょうか。

また、121 ページに「この学則は、令和9年4月1日より施行する。」とありますが、表現自体は間違っていないのですが、1年先のことを入れて良いのでしょうか。

(事務局) 雑則についてですが、ある大学法人さんについては、附則の前に定める細かな基準を雑則と定めている事例はあるようでございます。もしかしたら文科省か何かの標準例か、それに近いものがあるのかと思います。

令和9年4月1日からの施行については、生徒や保護者に誤解の無いように説明するという前提であれば、問題が無いものと考えております。

(千葉委員) 104 ページのところを確認させていただきたいのですけれども、ホテルエアトラベル科を80人増やすということで、40の倍数になっているので、40人1クラスを前提としているのかなと思うのですけれども、総定員480名だと12クラス必要になると思うのですが、普通教室が10室となっているのですけれども、この辺というのは大丈夫なのでしょうか。高校だと、生徒数に見合った教室数を用意するのですが。

(事務局) 設置基準については、教室数の基準はなく、生徒1人当たりの教室面積は基準としてございます。1人当たり教室面積4.4㎡、こちらについては、基準は満たしていることを確認しております。

す。一方で、クラス数については確認しておりませんので、学校に確認したいと思います。

審議会として了承される。

(9) 専修学校の目的変更に係る学則の変更について (仙台医療秘書福祉 & IT 専門学校)

事務局から資料により説明を行った。

(加藤会長) 130 ページの教職員数について、通信制商業実務分野とあるのですが、併設している学校の関係なのでしょうか。

(事務局) 専修学校においても通信制の設置は認められておまして、129 ページの「課程・学科別修業年限及び生徒定員」の WEB・IT ビジネス科の昼夜別の欄に「通信制」と記載されているこの学科のものだと思います。

(後藤篤委員) 教育課程表に WEB・IT ビジネス科が見当たらないのですが。

(後藤武俊委員) 新旧対照表でカリキュラムが載っているのが 4 学科のみで、9 学科載っていないとおかしいのではないかと思いました。

(事務局) 漏れが生じていたと思われますので、確認したいと思います。

(加藤会長) こちらについては、部会で議論されなかったのでしょうか。

(事務局) 部会での審議事項ではございませんで、専修学校の学科などについては審議事項ではなく届出事項となっております。

(加藤会長) 届出事項としても、記載が不十分だと思われますので、是正していただけるとありがたいと思います。

(事務局) 確認したところ、事務局の手持ちには教育課程表がございましたので、後ほど共有いたします。

審議会として了承される。

その他

(菅原委員) 今日、東北生活文化さんから施設設備費の変更があったわけですが、数字の方はそれぞれの学校の実情に応じて計上し、理事会等々で吟味し、やってくるのだらうと思うのですが、施設整備、教育環境整備の充実のための生徒の納付金項目の名称についてですが、例えば育英さんですと設

備維持費という項目で計上していますし、飛鳥さんですと施設整備利用料、東北生活文化さんですと施設整備費、各種学校でもいろいろな項目で計上してきているのですが、納付金ですので、当然、各学校が必要なものとして、吟味された上で納金させているのだらうと思うのですが、並べてみると、特に利用料という言い方をされますと、感覚的に違和感があるなど。各学校の考え方、会計計上の仕方がありますから問題視しようとは思いませんが、議論していこうとするときに、経費が本当に目途としてそういったことに使用されているのかどうか、というチェックの場があるのか。制度上、法令上問題ないのかどうか。そんなことを感じましたので、意見として述べさせていただきました。

(事務局) まず、チェックについてですが、私学振興助成法に基づく計算書類の提出というところで、光熱水費だとか、施設の維持費だとかいう項目はあるのですが、施設整備費についてそういったチェックがあるのかということについては、ございません。その上で、生徒さんが負担するものについては各学校さんの方で学則に定めていて、その名称については学校によって差があるものと思っております。

(加藤会長) 設備維持費、設備整備費については、学校法人会計基準で言いますと、いわゆる減価償却をしていかなければならないのです。減価償却は建物だと原則 60 年ですが、60 年間で設備維持費を積み立てていって、60 年後にも同じものを作れるようにという意味の下で本来は集めるべきものです。極端な話を言えば、今在籍している人が払っているものは、その在籍している人だけが利用するためというよりは、将来に向けて減価償却していった分を蓄えていっているものです。そのために設備維持費というものがあると私は理解しています。一方で、教育運営費だとかそういうものは、日常的に在籍している生徒が実際にかかるものに充当するものだと思います。ですから、施設利用料ということについてどうなのでしょうかとこの話になると、私も同感です。

以上